

県民政策コメントにおいて提出された意見等とそれらに対する県の考え方

番号	ページ等	意見等	滋賀県の考え方
3 建築物の耐震診断および耐震改修の実施について			
1	P12 図表3-3 高齢化率 について	本市高齢化率についてR5.10.1現在の高齢化率は県HPで公表されている季報によれば111,315人に対し65歳以上は30,669人になります。 27.6%となりませんか。	図表3-3の高齢化率の元となる高齢者数は、総数から年齢不詳分を引いた数を母数としております。 ※2にその旨、説明を追加しました。
2	P18	P18 1行目から項目のタイトルと本文の記載内容が合っていない。	ご意見を踏まえ、タイトルを『公共建築物の耐震化の現状』から『公共建築物の耐震化の推進』に修正しました。
3	P19	P19 2行目から5行目の本文の参照図表として「(図表3-12)」と記載されているが、新築戸数を示しているのなら、図表3-12にその戸数を明示した方が分かりやすいのではないか。	戸数を明示しました。
4 建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策に関する事項			
4	P25	P25 耐震診断・耐震改修に必要な知見を持つ技術者について、近年の状況として当該技術者の高齢化が進み、実際に業務として担える方が減少しているように見受けられることから、県・市の事業を円滑に実施するために必要な技術者数を「確保」することも育成または養成の視点として記載しておく必要があるのではないか。	いただいたご意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
5	P25	P25 上記の技術者について、本文では「育成」と「養成」という記載があるが、新規の入門的なニュアンスの「養成」と、さらに育てて上達を目指すニュアンスの「育成」を使い分けるとすると、前述のように実際に業務として担える方を増やすための「育成」についても「(1)耐震診断・耐震改修技術者の養成」の本文中に加えていただきたい。	ご意見を踏まえ、3行目の育成を養成等と修正しました。 また、育成につきましても、本文中に追加しました。
6	P25	P25 「4. 4安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備」について「耐震」だけでなく「上下水道」や「地盤沈下」「道路整備状況」等の総合的な診断について案内が必要だと考えます。 耐震診断は建築物を「解体」「リフォームして延長使用」「短期使用」などの判断の1項目だと思いますが、耐震化改修後に水道管改修に多額の費用が発生することから解体になる場合や、学校等で耐震改修に生徒減少で解体される場合があります。 耐震改修費が無駄にならないよう総合的な判断材料となるようにいくつかのメニュー提示が必要ではないか？ 例としては健康診断のように簡易検診から人間ドックまで年数やリスク要因に応じてプラン提示することで総額費用の目安が推測できるのが安心できる環境ではないか？	本計画につきましては、1.2計画の目的に示されており、建築物の耐震診断および耐震改修を計画的に促進するための方法、および基本的な枠組を定めることを目的としております。 なお、いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

番号	ページ等	意見等	滋賀県の考え方
5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項			
7	P30 33.34行目	住宅月間→住生活月間に修正が必要と 思います。 (理由) キャンペーン月間の名称が変わっているよう です。	修正しました。
8	P30	今般の「滋賀県既存建築物耐震改修促進計 画」原案について、計画の趣旨に賛同いたし ます。 その上で、30ページ記載の「5 建築物の地 震に対する安全性の向上に関する啓発およ び知識の普及に関する事項」の「5.2 パンフ レット・セミナー等県民への啓発の推進」の 関連として、協会または保険会社で実施して いる「地震保険の割引制度の周知」を本計 画に盛り込んでいただくことを提案いたしま す。 また、31ページ記載の「5.4 減災教育による 人材育成」の関連として、日本損害保険協会 では防災・減災教育に関するコンテンツを提 供していますので、活用を検討願います。	本計画につきましては、県の基本方針を示すこととし ており、「地震保険の割引制度の周知」につきましては、 県民の目に留まりやすいかたちでパンフレットなど による普及啓発を検討してまいります。 また、提供いただいた防災・減災教育に関するコンテ ンツにつきましても、活用の検討をさせていただきます。
別冊(附表)			
9	P10 22、23行 附表1-3	本市に関わる第2次緊急輸送道路につい て、一般県道164水口竜王線0.7kmと一般県 道178泉日野線0.4kmが追記されています。 以前の素案照会時にはなかったと思いま すので、以下の点についてお教えてください。 ・この2路線は、緊急輸送道路の令和7年3月 改定時において追加されたものでしょうか。 ・この2路線に関わる「道路をふさぐおそれ がある住宅・建築物」の調査及び、法14条第3 号対象建築物数の追加等は、台帳を所管す る特定行政庁において行うと考えてよいで しょうか。 (理由) 本市内において緊急輸送道路が追加された ため。	・ご指摘のとおり、この2路線は第2次緊急輸送道路の 令和7年3月改定時に追加されました。 ・この2路線に関わる「道路をふさぐおそれがある住宅・ 建築物」の調査及び、法14条第3号対象建築物数の追 加建物が現存するかの調査は、所管行政庁である滋 賀県において行っております。
10	P19 附表4-1	附表4-1 「技術者の育成・登録、診断員の育成」にお いて、実施機関として記載されている「(一財) 滋賀県建築住宅センター」は削除願いたい (実施していないため)。	実施されていないので削除いたしました。
11	P19 附表4-1	附表4-1 「耐震診断」において、市町の業務の受託は 契約に基づいて(一財)滋賀県建築住宅セン ターが行っているものであり、主体的な実施 機関ではないため削除願いたい。	実施の際に受託して頂いている機関として記載してお ります。